

## 保険料払込みの猶予期間の延長に関する追加措置について

新型コロナウイルス感染症により影響を受けられた皆様に心よりお見舞い申し上げます。

当社では、新型コロナウイルス感染症により影響を受けられたお客様に対し、保険料払込みの猶予期間の延長を実施していますが、下記のとおり、追加の取扱いを実施いたします。

### 記


○現在、お客様からのお申し出により、2020年3月16日から、保険料の払込みの猶予期間を最長6ヵ月間（2020年9月30日まで）延長する特別取扱いを行っています。

○払込猶予延長期間後も保障を継続するためには、払込猶予延長期間分の保険料全額を、払込猶予延長期間満了日（2020年9月30日）までに払込みいただく必要がありますが、今般、このようなご契約に対し追加措置を実施いたします。

○具体的には、新型コロナウイルス感染症の影響により、払込猶予延長期間満了日（2020年9月30日）までに保険料全額の払込みが困難なお客様のために、保険料の払込みの猶予期間を最長7ヵ月間（2021年4月30日まで）再延長いたします。（※）

（※）当取扱いは、2020年9月30日まで保険料払込みの猶予期間の延長を行ったご契約を対象に実施いたします。

### 【お問合せ先】

はなさく生命お客様コンタクトセンター  0120-8739-17

受付時間[月～土曜日 9:00～18:00]

(祝日、12/31～1/3を除く)